

はじめに

令和4(2022)年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、若年者への消費者被害防止のため実践的な消費者教育を早期に実施することが喫緊の課題となっています。

大阪府消費生活センターではこのような中、平成29(2017)年2月に作成した消費者教育教材「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』～授業ですぐ使えるワークシート付き～」(以下、『めざそう！消費者市民』という)を活用し、府立高等学校及び支援学校から毎年度3校程度を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、本教材を活用したモデル授業を実施しています。

令和元(2019)年度、府立高等学校2校及び高等支援学校1校で実施したモデル授業を、ご担当いただいた教員の方々に執筆していただき、その内容を実践事例集としてとりまとめましたので配付します。「家庭科」や「公民科」などの授業はもとより、生徒の消費生活の指導に際しても、本書をご活用ください。

実践事例集が府内の学校における消費者教育の普及促進や充実の一助となることを切に願っています。

本書について

- 本書を参考にして、準備に多くの時間をかけることなく授業を行っていただけるよう、構成について工夫しています。
- 本書に掲載された授業プリント等(A～F)は、ホームページから電子データをダウンロードすることができますのでご活用ください。
- 大阪府消費生活センターは、学校への出前講座や消費者教育の授業を実施する実務経験を有する外部講師の派遣事業も実施していますので、本書の内容の講座を行うこともできます。
- また、大阪府消費生活センターでは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う「消費者教育コーディネーター」を設置しており、消費者教育授業の実施や教材の作成・活用についてご相談いただけます。

令和2(2020)年2月

大阪府消費生活センター